

これからの時代に… 建築・都市づくりの仕組みから考えよう!

連 健夫 | 連健夫建築研究室

【信頼を失った建築家】

2020東京オリンピック・パラリンピックにおける新国立競技場やエンブレム問題で、建築家やデザイナーの信頼は失墜した。建築家に任せるととても金額が上がる、といったイメージや、有名なデザイナーとはいっても実はパクリである、というネガティブな印象を残してしまった。新国立競技場では、ザハ氏のデザインに対して外苑にはふさわしくないという景観の視点からの楳文彦氏の問題提起であり、当初は一部の関心ある人の中での問題であった。それがコスト問題になって急に一般メディアが取り上げ、大議論となった。結果、安倍首相の「白紙撤回」発言により振り出しに戻った。その後、詳細が明らかになり、ザハ事務所は以前からコストダウンの提案をしていたが、JSCはその立場にないとのことで取り上げられなかつたことが分かった。建築家はコストに対して責任を持って対応しようとしていたのである。しかし、専門メディアが取り上げた程度で一般には届かなかつた。エンブレム問題は、それに輪をかけてデザイナーの印象を悪くし、信頼を失つた。なぜ、こうなつたのか、一言で言えば、良質な建築をつくるための仕組みが不十分だったからである。

【なくならないマンション紛争】

もう1つ問題を挙げる。なぜマンション紛争が絶えないのか？ である。日本における建築確認申請制度は数量的な判断であり、美しくない、良質ではない、その場にふさわしくない、といった定性的な判断はなされてい

CABEのデザインレビュー。パネラーが設計者に審査・アドバイスをする



ない。つまり、確認申請に通れば建築行為はできるわけで、住民の主張との間に紛争が生じるのである。これを改善しようと、2005(平成17)年に景観法ができた。効果はそれなりにあるが、景観審査会に出てくるものは、すでに計画が進んだ段階のものであり調整の範囲が限られている、審査会の事前調整において担当する側が専門家でないため、具体的に踏み込んだ改善や調整が行われていないという問題を抱えていた。その仕組みの改善が求められるのである。

【市民参加のまちづくり】

自分たちのまちは自分たちでつくる、という市民参加の流れにおいて大きかったのは1992年の新都市計画法であろう。都市計画策定において住民参加が奨励されたのである。各自治体では市民参加で都市マスター プランがつくられた。まちづくり条例を制定し、市民参加の中で地区計画をつくる道筋をつくった。しかし、市民は専門家ではないため、専門家が関与、アドバイスする仕組みが必要であるが、まだまだ十分とは言えない。また、まちづくりルールの制定に賛同者を住民の2分の1以上集めなければならないなど、ハードルが高い仕組みであり改善が求められている。ここでも仕組みがカギなのである。

【良質な建築・美しいまちづくりの仕組み、英国のCABE】

英國にはCABE (Commission for Architecture and Built Environment) という建築・まちづくり機構が1999年に政府の外郭団体として、年間20億の予算、100人の常勤スタッフを有する組織として設置され、デザインレビュー(審査・アドバイス)、行政に対する計画支援、教育・広報活動を実施している。2011年に慈善団体となり国からの助成はなくなったが、審査費用や計画支援により運営している。英國は建築行為には許可申請が必要であり、すべての公共建築と一定規模以上の建築計画は、デザインレビューを受けることが義務付けられている。デザインレビューにはCABEに登録された約250名の建築家や専門家が当たっている。筆者は2012年と2013年に



CABEの出版物。

建て主側に立った分かりやすい内容である

CABEを訪問し、デザインレビューを見学したが、審査と言っても雰囲気は大学の設計講評会のようである。建築計画側の建築家がプロジェクトを説明し、それに対してパネラーの建築家がアドバイスをするという形である。このデザインレビューには法的拘束力がない。CABEのレビュー担当官の話では、むしろ法的拘束力がないからこそ、建築計画側がそのアドバイスを受け入れる気持ちになるとのことである。レビューの判断基準は、

- ①目的にかなった計画であり持続可能である
- ②周囲との関係において適切な場所での建築行為である
- ③コミュニティ推進など利用者のためにデザインされている
- ④二酸化炭素排出量を最小にするなど環境に配慮されている
- ⑤人々が楽しむことができ誇りを持てる空間である

これらは誰でもが受け入れられる判断基準と言える。

【良質な建築・美しいまちづくりのための仕組み、3つの動向】

日本における仕組みづくりの代表的な動向として3つ挙げられる。

1つは、建築まちづくり基本法で〈今の法制度に加える(理念法)〉という方法である。2003年に建築基本法制定準備会を設立して活動しており、会長は神田順氏(東京大学名誉教授)、建築を文化として捉え、美しくしなやかな成熟社会を目指している。

2つめは、建築基準法の集団規定を許可申請にする方法。これは〈今の法制度を変える(実態法)〉という方法で、五十嵐敬喜氏(弁護士、法政大学名誉教授)などの都市改革立法チームが活動している。許可審査のために

コンペ・プロポーザル方式による選定業務をJIAは支援します

■ 良質な建築を生み出すためのコンペ・プロポーザル方式の遂行を支援します

公共建築は地域の景観や文化に大きな影響を持つものですが、残念ながら公共建築の作り手である設計者の選定を、資力や能力とは無関係に競争入札で選ぶという方法が多数を占めています。しかし近年では良質な建築・美しいまちづくりのために、公共建築の設計者を「設計競技(コンペ)方式」や「プロポーザル方式」によって選定する機会が増えています。

公共建築は設計と施工の分離発注が基本です。この中でわたくしたち公益社団法人日本建築家協会(JIA)は、受益者である地域住民に対して公共資産の質を担保する方針として「設計競技(コンペ)方式」や「プロポーザル方式」が適切な方法であると考えます。

公共建築の建設プロセスを地域創生の動きに繋ぐため、地域社会に活力を取り戻していくための手段として「開かれたコンペ・プロポーザル」の運営を支援いたします。これを実現するためには地方自治体の方々との信頼・協力体制の構築を目指しています。

コンペ・プロポーザル方式の具体的な手順
①行政省大臣監修の「公募要領」による公募要領
②「プロポーザル方式」の実施者双方を対象とした



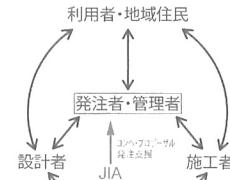
JIA KINKAKUJI-40 設計コンペティション「六甲山上の廃闕台」

JIA監修課・阪神総合レジャー株式会社主催

■ 第三者的立場で公平かつ独立した支援

日本建築家協会(JIA)は公共建築のコンペ・プロポーザルの必須の条件である独立性と公平性を保ちながら、運営の支援を致します。適切なプロセスを経て選ばれた設計者による設計案の策定こそが公共建築の公益性を実現する為の第一の条件であることは間違いないありません。

JIAは多様な利害関係者の意見に耳を傾けながら、第三者的立場で自治体や地域毎の個別の状況に対応する支援をいたします。



行政向け「コンペ・プロポーザルによる設計者選定支援」リーフレット

常設の都市計画委員会を設置し、その実行分科会の中で市民に開かれた協議調整の場を用意し、そこに専門家がかかわる、という考え方である。

3つめは、日本版CABEを目指し、〈今の法制度を変えない〉という方法で、日本建築家協会のまちづくり委員会などが進めている。景観法やまちづくり条例における審査会などの事前調整に建築家など実務家がかかわること、まちづくり協議会を支援し、建築計画の協議調整の場に建築家がかかわること、行政の建築計画やコンペ支援を行うこと、などを目指して活動をしており、昨年は行政向けに「コンペ・プロポーザルによる設計者選定支援」リーフレットを作成し、各自治体に働きかけている。

これら代表的な3つの動向は、異なるやり方ではあるが、いずれも良質な建築・美しいまちづくりを目指した仕組みづくりであり、それぞれの活動が良い意味で相乗的効果を持つことが期待される。

【建築家の調停者、アドバイザーという役割】

この仕組みにおいて共通するところは、建築家や専門家が、第三者の立場でアドバイザーとしてかかわる形になること。前述した英国CABEのレビューパネラーは建築家や都市計画家、金融の専門家などプロジェクトに適したさまざまな実務家が担当している。英國では、新築



赤坂通りまちづくり協議会における協議調整。
住民の要望が反映された改善案に拍手が起きた

物件は多くなく、既存建物の改修設計が大半であり、建築家の役割は設計監理のみならず、まちづくりやさまざまなプロジェクトの調整役、アドバイザーとしてかかわるジョブも多い。良質や美しいという定性的判断の付加は、協議調整によってつくり出すことができ、それを担う役割として建築家が手腕を発揮するのである。これは成熟社会であればあるほど、市民のリテラシーが上がり、市民参加の中で調停者としての役割を担うのである。

【まちづくり協議会での協議調整】

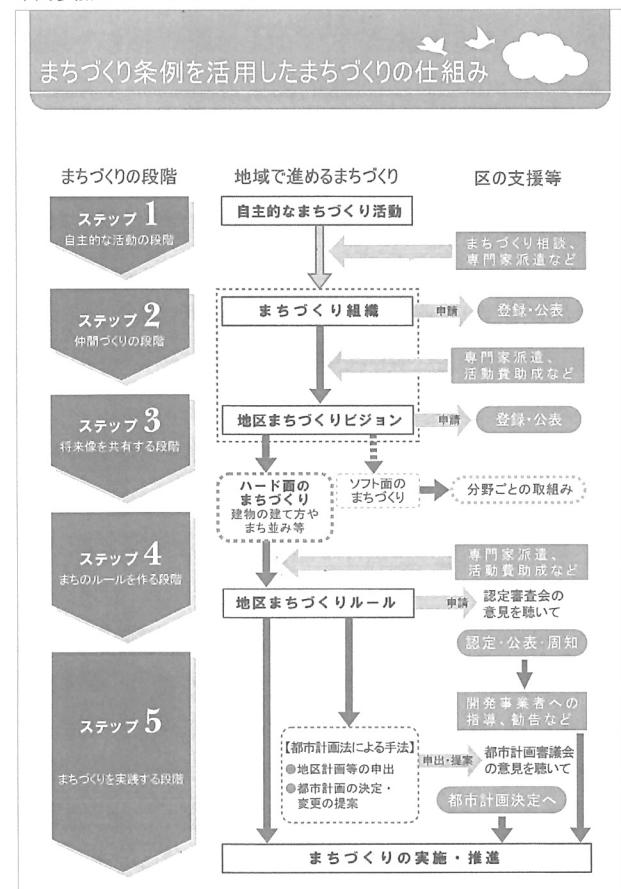
筆者がかかわっている協議調整の事例を紹介する。赤坂通りまちづくりの会は、港区まちづくり条例にもとづいて登録された協議会であり、当方は港区まちづくりコンサルタントとして、区から報酬がある形でかかわっている。ここでは、美観活動、まちづくりワークショップ、落書き消しプロジェクト、リニューアルプラン作成など活発な活動を続けている。この中で特筆できるのは、法的拘束力はないが「我が街ルール10ヶ条」を作成し、建築行為に対して協議調整を行っていることだ。建築行為者が協議会に来て内容を説明し、協議会は「10ヶ条」を元に要望を出すのである。協議会の要望がすべて通るわけではないが、建築計画側はできる範囲で反映させている。ホテルのプロジェクトの事例では「和モダン」というビジョンを反映させるべく、1階周りに格子を採用、真っ白な外壁タイルがメリハリのあるタイルに変更されるなど、要望が一部採用された。

【地域にあった日本版CABEという仕組み】

建築家は設計監理のみならず、その業務で培った調停能力を良質な建築・美しいまちづくりに生かすことができる。そのための仕組みが大切なのである。新国立競技場問題は、英国CABEのような組織がありデザイ

ンレビューが行われていれば生じることはなかったと言われている。また市民参加の中で協議調整が行われれば、マンション紛争を少なくすることも可能である。各地域には既存の仕組みがあるが故に、地域の実状に合った日本版CABEが求められている。この中で建築家がさまざまな場面でアドバイザーや調停者として重用され、その活動を通して信頼を再構築していく機会になると思われる。都市の縮退の中で、建築設計や都市計画の在り方が変化してきている。空き家・空き地対策、事前復興まちづくり、などが求められる中で、ストック活用における編集設計という視点も大切になり、新しい仕組みとともに建築家に新たな職域とスキルが求められているのである。

まちづくり条例(港区)における 市民参加のまちづくりプロセス



写真・図版提供:連 健夫



建築家・港区まちづくりコンサルタント・日本建築家協会理事、建築まちづくり委員長、早稲田大学、首都大学非常勤講師。1956生まれ、東京都立大学大学院修了の後、建設会社10年勤務、1991年渡英、AAスクール留学、AA大学院優等学位取得の後、同校助手、東ロンドン大学非常勤講師。在英日本大使館嘱託を経て、1996年に帰国。連健夫建築研究室を設立し、設計活動の傍ら、まちづくり活動にかかわっている。作品に、はくおう幼稚園おもちゃライブラリー(栃木県建築景観賞)、荻窪家族レジデンス(1996年度グッドデザイン賞)、著書に「心と対話する建築・家」「イギリス色の街」など